

令和6年8月

京都地方税機構議会定例会会議録

# 令和6年8月 京都地方税機構議会定例会会議録目次

会期1日間（令和6年8月7日）

1	出席議員氏名	3
1	欠席議員氏名	4
1	議事日程（第1号）	4
○	荒巻議長開会宣告	5
1	議員異動報告	5
1	議席の指定	5
1	会議録署名議員の指名	5
1	会期決定の件	5
1	第2号議案	5
1	第2号議案、同意	6
1	第1号議案	6
○	山崎広域連合長の提案理由説明	6
1	一般質問	
○	下間康広議員の質問並びに山崎広域連合長及び山崎事務局長の答弁	7
○	小原明大議員の質問並びに山崎広域連合長、山崎事務局長及び井関業務課長の答弁	11
○	光永敦彦議員の質問並びに山崎広域連合長、山崎事務局長及び井関業務課長の答弁	18
1	第1号議案（質疑・討論・採決）	
○	坂本優子議員の討論	26
○	田井稔議員の討論	27
1	第1号議案、認定	29
○	荒巻議長閉会宣告	29

○ 上 程 議 案

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号	令和 5 年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件	認 定
第 2 号	副広域連合長の選任について同意を求める件	同 意

令和6年8月京都地方税機構議会定例会会議録第1号

令和6年8月7日（水）午後2時00分開会

○出席議員（30名）

荒	卷	隆	三	君	
中	村	正	孝	君	
酒	井	常	雄	君	
光	永	敦	彦	君	
岡	本	和	徳	君	
小	鍛	治	義	広	君
山	本	治	兵衛	君	
酒	井	裕	史	君	
坂	本	優	子	君	
今	川	美	也	君	
星	野	和	彦	君	
菱	田	光	紀	君	
上	原		敏	君	
青	山	まゆみ		君	
小	原	明	大	君	
寺	田	圭	佑	君	
向	川		弘	君	
和	田		晋	君	
下	間	康	広	君	
森	本		隆	君	
北	村	吉	史	君	
田	井		稔	君	
小	割	直	彦	君	
山	内	実貴	子	君	
松	本	俊	清	君	
井	上	武津	男	君	
徳	谷	契	次	君	
隅	山	卓	夫	君	
松	山	義	宗	君	
山	崎	良	磨	君	

○欠席議員（2名）

岩 崎 崇 央 君  
青 木 敏 君

---

○議会事務局

議会事務局長

東 原 勲

---

○地方自治法第 121 条の規定による出席要求理事者

広域連合長

山 崎 善 也

副広域連合長

奥 田 敏 晴

副広域連合長

山 添 藤 真

事務局長

山 崎 隆 一

事務局次長兼総務課長兼会計管理者

矢 部 昌 宏

事務局業務課長

井 関 秀 之

事務局法人税務課長

土野池 典 子

事務局業務課参事

森 田 嘉 彦

事務局業務課参事

高 見 眞 司

事務局法人税務課参事

金 崎 昌 和

第 2 号議案同意後、追加出席要求

副広域連合長

古 川 博 規

---

議事日程（第 1 号）令和 6 年 8 月 7 日（水）午後 2 時 00 分開議

- 第 1 諸報告
- 第 2 議席指定の件
- 第 3 会議録署名議員指名の件
- 第 4 会期決定の件
- 第 5 第 2 号議案
- 第 6 第 1 号議案（広域連合長説明）
- 第 7 一般質問
- 第 8 第 1 号議案（質疑・討論・採決）

以 上

---

○議長（荒巻隆三君） これより令和6年8月京都地方税機構議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります。日程第1「諸報告」。

まず、議員の異動報告を行います。多賀野一彦君、徳谷契次君の議員の任期満了に伴い、南山城村議会から徳谷契次君が引き続き選出されましたので、御報告いたします。新たな選出議員として、京丹後市議会から和田晋君が選出されましたので、御報告いたします。

また、松浦登美義君、前田義明君、脇本尚憲君、宮崎有平君から一身上の都合により、機構議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、これを許可いたしました。

新たな選出議員として、宮津市議会から星野和彦君、南丹市議会から下間康広君、井手町議会から小割直彦君、与謝野町議会から山崎良磨君が選出されましたので、御報告いたします。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告6件が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

最後に、出席要求理事者の報告であります。当局へ要求し、その写しをお手元に配付しておきましたので、御覧おき願います。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第2「議席指定の件」を議題といたします。

今回選出されました星野和彦君ほか5名の議員の議席を会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、私から、岡本和徳君及び松山義宗君を指名いたします。

以上の御両君にお差し支えのある場合には、次の号数の議席の方をお願いをいたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第4「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、さように決定いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第5、第2号議案「副広域連合長の選任について同意を求める件」を議題といたします。

議案を朗読させます。東原議会事務局長。

〔東原議会事務局長朗読〕

---

第2号議案

副広域連合長の選任について同意を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 162 条の規定により、下記の者を副広域連合長に選任することについて同意されたい。

令和 6 年 8 月 7 日提出

京都地方税機構

広域連合長 山崎 善也

記

古川 博規

---

○議長（荒巻隆三君） お諮りいたします。ただいま議題となっております第 2 号議案については、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（荒巻隆三君） 御異議なしと認め、直ちに採決いたします。採決の方法は挙手によります。

それでは、古川博規君の副広域連合長選任に同意することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手全員であります。よって、古川博規君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

この際、古川副広域連合長に対して、出席要求理事者として出席を求めることといたします。

〔副広域連合長古川博規君入場〕

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第 6「第 1 号議案」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） 本日ここに、令和 6 年 8 月京都地方税機構議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本年 2 月議会定例会におきまして、京都市内の 3 地方事務所の統合に係る設置条例の改正について御議決を賜ったところでございますが、現在、事務所の円滑な開設に向けて、鋭意準備を進めているところでございます。

それでは議題となりました第 1 号議案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、令和 5 年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算につきまして、認定を求めるものでございますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第 7「一般質問」を行います。

通告により順次発言を許します。

まず、下間康広君に発言を許します。下間康広君。

〔下間康広君登壇〕

○下間康広君 失礼いたします。今年度より当機構の議員に選出をされました南丹市議会議員の下間康広でございます。

私の住んでいる南丹市は、人口の減少や高齢化が進み、私の職業である農業においても、耕作放棄が進むなど深刻な影響が出ております。そうした問題に対して、農産物のブランド化に取り組んだり、地域の魅力を発信してUターンやIターンによる移住を進めて担い手の確保をしていくなど、地域産業の振興を通して、まち全体の活性化につなげていきたいと思っております。

市議会議員として、私はまだ1期目でもあり、そしてまた初めての税機構議員ですので、これからも頑張りたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、徴収業務の実績について、そして滞納案件の傾向とその対策について、そして償却資産の未申告調査の成果と今後について、そして税収確保に向けた今後の取り組みの方向性についての四点、お伺いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、構成団体の収入を確保していくという観点から、現在の税機構の取組についての質問をさせていただきます。

南丹市の財政状況は、人口減少に歯止めがかからず、市税などの収入が減り続けていることに加え、高齢化が急速に進むことで社会保障費などの支出が増える大変厳しい状況にあります。こうした状況下にあっては、市の貯金にあたる財政調整基金等を取り崩さなければ予算が組めない、いわゆる赤字体質の状況が合併の直後から恒常化しているところであります。

これでは、近い将来、基金が枯渇し、財政が行き詰まってしまうということで、当市では「南丹市財政健全化プラン」を策定し、令和6年度当初予算においては、市民の痛みを伴う事務事業の見直しを行う一方で、人口の減少を抑え、地域の将来に希望が持てるようなまちづくりを進めるための予算編成が行われました。

この背景にある市の財政状況を具体的に説明いたしますと、例えば、税機構が設立された平成21年度の市の税収は約46億円でしたが、令和6年度の当初予算では約41億円と5億円の減少を見込んでおります。

一方、歳出では、平成21年度が全体で約228億円だったのに対し、令和6年度の当初予算では約238億円と、前年度予算額から14億円の削減努力がなされたにもかかわらず、平成21年度との比較では10億円も増加をしております。

このように、少子高齢化により社会保障関係費をはじめとする歳出の増加が今後も見込まれる一方で、税収の伸びには大きな期待が持てないことから、当市ではふるさと納税や企業版ふるさと納税に積極的に取り組んでいるわけですが、こうした財源確保の取組は、適正に賦課された税を確実に確保するのが前提となることは言うまでもありません。

これまで税機構が取り組んでこられた滞納整理の業務は、当市でも徴収率が平成21年度の94.5%から令和4年度の98.1%へと大きく上昇したように、構成団体の徴収率を向上させて滞納繰越額を減らすことに繋がっていると考えております。

引き続き、その取組には大きな期待を寄せるところではありますが、そこで直近の令和5年度の徴収業務の取組ではどのような成果があったのか、まず一点目の質問としてお伺いをいたします。

続きまして二点目、滞納案件の傾向とその対応についてお聞きをいたします。

コロナ禍の状況も一定落ち着きを見せ、大手企業を中心に企業業績の拡大が顕著となっている反面、円安や原材料費の高騰による価格上昇や人件費の上昇などが経営を直撃し、収益面でも苦戦を強いられている企業も多く、そうした企業が税金を滞納するケースも増えているのではないかと考えております。

また、南丹市では在住の外国人が徐々に増えている状況ですが、日本で活動される外国人の増加に加え、円安等を始めとする社会経済情勢等も相まって、外国人の滞納案件も増えているのではないかとと思うところですが、現状、税機構へ移管された滞納案件で、これまでとは何か内容が変化しているといった特徴的な傾向のようなものはあるのでしょうか。

そして、税の納付はそもそも、社会を維持するために納税者が公平に負う義務であり、他の債務に対し優先して納めるものでありますが、納めることが難しいという滞納者であったり、滞納整理を進めるのが難しい滞納者に対し、現場ではどのような対応をされているのかをお聞かせをいただきたいと思っております。

そして三点目。償却資産の未申告調査等についてお伺いをいたします。

課税事務の内容は、申告書の受付等を一元的に行うものと、課税されるべき償却資産があるにもかかわらず申告されていない未申告者を捕捉する調査が主だったものであると税機構事務局の方からお聞きをさせていただきました。

固定資産税と言えば、所有する土地や家に課されることは一般的に身近な税としてよく知られてはおりますが、事業で使用する機械などにも課税されることを全ての事業者が承知しているとは思えません。

また、課税側で課税できる機械などの存在を把握することも、人、その技術、そして時間の面で相当難しいのではないかと思います。

そこで、税機構が未申告資産やその納税義務者を調べる事務を行うことは、課税の適正性や公平性と合わせ、市町村の財源を確保する上で非常に意味が大きく、内容の更なる充実や拡充に大いに期待を寄せるところであります。税機構ではこれまで具体的にどのような調査を実施し、どのような成果が上がっているのか、そして、今後どのような調査を展開されていくのかについてお聞きをいたします。

それでは、最後の四点目になりますが、今後の取組についてお聞きをいたします。

地方自治法の規定に基づき、税機構と構成団体のそれぞれが行う事務処理を規定した「広域計画」において、税機構は納税者の利便性向上や業務の効率化を図り、公平・公正な税業務を推進することを基本方針に掲げて業務を進め、これまで構成団体の財源確保に寄与されてきました。

今後も引き続き、適正な課税事務、法律に基づく的確な滞納整理を進めていただくことをお願いするところではありますが、今年度を含め、今後、どのような方向性や目標をもって税機構の業務を進めていかれるのかをお伺いいたします。

以上四点になりますが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、当機構の令和5年度の徴収業務の実績と今後の取組の方向性につきまして、答弁申し上げます。

先ほど議員から南丹市の財政状況について説明がありましたが、私の住んでおります綾部市も人口や地方税の規模は南丹市とほぼ同じでございまして、また、人口減少等という過疎地としての問題も抱えており、持続可能なまちづくりを進めるための財源確保には、大変苦慮しているところであります。

こうした構成団体の財政事情の中で、当機構は設立以来、納税者の利便性の向上等と合わせ、構成団体の財政運営の一助となるよう適正に業務を進めてきたところでありまして、令和5年度は収納率が55.6%と前年度を2.7ポイント上回る過去最高の数値となりました。

反対に未納額は前年度に比べまして2億5千万円減少し、過去最小の68億円となっております。

当機構では令和5年度から金融機関に対する預貯金の照会を電子で行うようにいたしました。この取組でより速やかに滞納整理に着手できるようになりました。また、職員が積極的に滞納処分に取り組んだことで、新たに移管されてきました現年課税分の収納率を前年度に比べ3.8ポイントも伸ばすことができたというのが、この実績の大きな要因でございます。

徴収業務を本格的に開始いたしました平成22年度は、収納率が34.8%、未納額が191億円も残る状況でしたけれども、これまでの十数年にわたる専門的な知識やノウハウの積上げ、そして日々の納税者対応等の業務でそれを活かしてきた実務の繰り返しですが、こうした成果に結びついているというふうに考えてございます。

次に、当機構が行う業務の今後の方向性や目標についてですが、まず、令和6年度は、先ほど答弁いたしました令和5年度の実績を踏まえた運営方針を掲げております。

具体的には、徴収業務では、令和5年度の収納率の内訳として、現年度分と滞納繰越分の双方とも平成29年度以来6年ぶりに前年度を上回りましたので、この傾向を維持したいというふうに考えてございます。

また、課税事務につきましては、引き続き、適正、迅速、安定的に事務を処理するとともに、課税の公平、公正を更に確保することとして、未申告の捕捉をはじめとする調査を強化していきます。

次年度以降の業務の進め方等についても、年度毎の運営方針の中で具体的に検討してまいります。その方向性としては、全ての納税者が自主的に申告すること、そして滞納はしないという意識が高められるようなものにしたいというふうに考えておまして、地道で適正な実務を通して、当機構の設立目的であります「公平・公正な税務行政の推進」と「構成団体の財源確保」に引き続き貢献してまいります。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私からは、現在の滞納案件の傾向と償却資産の未申告捕捉調査の成果等につきまして、答弁申し上げます。

現在の当機構の滞納案件につきましては、各事務所に対しまして、物価高騰など現在の社会経済情勢を滞納の直接の理由とするような話が納税相談の場などで多く出ているのかを確認しましたところ、その傾向が顕著とまで言えるような状況にはないとのことで、これまでと同様、滞納者が抱える事情というのは、個々様々だということでございます。

そして外国人の滞納につきましては、すべての滞納者の国籍を判断する情報を当機構は持っておりませんので、その増減の状況等はわからないところですが、ただ、外国人を含めて国外に居住しながら、個人住民税や固定資産税等を滞納する方は、現在、約 200 人おられる状況となっております。

当機構は滞納整理が難しい案件を数多く抱えておりますが、当機構の滞納整理の手順として、まずは滞納者に対し、納付できないような個別事情があるなら担当事務所へ連絡あるいは来所して納税相談をするよう、催告において促しております。

併せて滞納者の収入や財産の状況を把握する財産調査を実施し、納付能力を客観的に見極めるようにしているところでございます。

このように適切な現状分析の作業をもって滞納整理にあたることにつきましては、令和 6 年度の運営方針にも掲げ、全職員に周知しているところでございます。

次に、償却資産の未申告捕捉調査の成果等についてでございます。

令和 3 年度及び 4 年度は、国が保有する発電事業計画認定情報から太陽光発電設備を設置する事業者を把握し、そして令和 5 年度は、当機構へ提出された法人設立届において業種からの判断や、また必要に応じ税務署調査も行いながら償却資産を所有する可能性が高い事業者を掴むようにして、申告の勧奨を行いました。

その結果、約 1,500 の事業者を新たに課税対象として捕捉しております。

その他にも提出された申告書の内容を精査して、申告漏れ資産等があった場合には修正の申告を促しております、その数は約 2,000 件に及びます。

今後も、例えば建築確認申請といった官庁が保有する情報や、民間等で公開されている事業者団体の会員名簿といったものを活用した調査を展開するなど、情報収集のスキルや経験を積み上げながら、継続的に実施していきたいと考えております。

未申告者の捕捉調査は、税収を確保するというだけでなく、事業者に対し償却資産課税制度の理解と協力を求め、そして正しい知識に基づく自発的な申告を促していくための非常に重要な作業でもありと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 下間康広君。

○下間康広君 大変御丁寧な御答弁ありがとうございました。

税機構はこれまで、連合長をはじめ職員の皆様の御努力により着実に成果を上げられ、構成団体の財源確保に貢献していただいていることに対して、改めて感謝を申し上げたいと思います。

滞納整理は、法令に基づき、適正、的確な執行が求められますが、現在の厳しい社会情勢

も踏まえ、できるだけ多くの滞納者の声を直接聞くという機会を作ることも大事なことになるかと思えます。それが様々な状況にある滞納者の実績を踏まえた丁寧な対応に繋がるとともに、今後、今一度、滞納者に税に対する理解を深めてもらう機会となると、私は思っております。

そして、償却資産に係る固定資産税につきましては、まだまだ課税について知らない方も多く、調査等をはじめとする業務の中で地道に周知を図っていただきたいと思えます。

税機構におかれましては、今後も引き続き、納税者に対しては不公平感が持たれない適正な対応をしていただき、そして構成団体にとって財源の確保に大いに貢献されることをお願い申し上げます。私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 次に、小原明大君に発言を許します。小原明大君。

〔小原明大君登壇〕

○小原明大君 長岡京市選出の小原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

先ほどの御質問と趣旨が少し重なる部分もありますが、通告をさせていただいておりますので、このまま行かせていただきます。

質問の一点目は、コロナ禍に続く物価高騰下での収納業務についてです。

設立当初から上がる一方であった収納率が、コロナ禍で一時的に下がっていましたが、令和5年度は前年度並みの伸び率にするという目標を大きく上回って、コロナ以前も含めた過去最高を記録しました。収納業務に邁進してこられた結果かと思えますが、納税者の方々は大丈夫なのかなと率直に思いました。

というのは、コロナ禍で税や料の納付が難しくなった方々にとっては、納税の猶予や緊急の貸付けというのも急場をしのぐだけであり、コロナ禍でこうむった損失は損失のままで、現在でも取り戻すにはなかなか至っていないと思われるからです。そして一時的に凍結されていた支払が再開し、物価高も合わせて二重の負担となっています。税だけでなく、例えば猶予されていた電気代を一気に支払うよう求められた業者さんからは、こんなこと銀行にも相談できない、営業を続けられないと嘆きを聞きました。倒産件数も大きく増えています。勤めている方にとっても、実質賃金が下がり続けているもとの、税を納める力は下がっているはずで。

そこでいくつか伺います。

まず、現下の経済状況のもと、納税者の困窮の状況について機構としてはどのような実感を持っておられるかお聞かせください。

そしてこの状況でも過去最高の収納率を達成されています。これまで以上の何らかの取組があつてのことと思われそうですが、その要因は何であつたのかお聞かせください。

令和6年度の目標と見通し、更に来年度以降についてもお考えがあればお聞かせください。

次に国保料の差押えの多さについて伺います。

長岡京市は、令和3年度から国保料の徴収についても機構にお世話になることとなりました。令和3年度には約1億3千7百万円、4年度には約8千7百万円の移管を行っています。

そのうち差押えを行った金額も、本市の決算審査資料で報告していただいているのですが、本市に関しては、他の税目と比べて、国保は差押えになる額がかなり多いように見受けられ

ます。

国保は生活保護を受給しない限りは低所得者でも毎年かかり続けますから、貯金や財産を差し押えていっても、また次の滞納が発生し、繰り返しになるのではないかと心配をします。そして議員の皆さんも肌身に沁みていると思いますが、国保はこれまで国庫負担割合を減らしてきたことなどにより、所得に対して保険料があまりに高くなっていると言わざるを得ません。納付困難な方への確に執行停止の措置も行っていきながら、着実に納められるよう生活の安定を図っていくことも、他の税目以上に必要があると思います。

機構全体でも、国保の差押えが他の税目より多い傾向があるのでしょうか。またそうであれば、その要因や対策をどのように考えられていますか、お聞かせください。

質問の二点目は、機構設立から 15 年目を迎えてです。

ちょうど 15 年前の今日が、機構の設立が 8 月 5 日に認可されたというプレスリリースが行われた日でした。

長岡京市議会はその日まで二回、知事あての意見書を全会一致で可決しています。一回目は平成 20 年 3 月。市が独自で積み上げてきたシステムが崩れ、市民サービス低下、二重投資、市町村の独自性の否定につながりかねないとし、拙速な対応をしないよう求めたものです。二回目は設立直前の平成 21 年 6 月。まだ不透明な部分が多く残されていることを指摘し、府民の納税の権利を守り、健康や生活の保持を侵害するような滞納処分は行わないこと、費用対効果を毎年報告すること、構成団体の課税自主権を尊重することなどを求めました。

私もその両方に賛成をした一人ですので、その内容が実現されているか、常に確認をしていきたいと思っています。

そこでいくつかお聞きいたします。

まず課税の共同化についてですが、機構の設立前から固定資産税の土地家屋の評価事務なども共同化の対象となっており工程表も書かれていましたが、実際は今もまだ検討中となっています。調整が相当難しいのではないかと推察をします。

実際、滞納整理業務を一部事務組合や広域連合、あるいは任意の組織で共同処理している事例は全国にあります。課税事務の共同化を行っているのは、京都の他に静岡が軽自動車税の申告書受付を行っているだけだと総務省の資料に書かれていました。全国で取組が広がっていないのはなぜなのでしょう。

一方で国の方から、地方自治体の情報システムの標準化が推し進められ、京都府を飛び越えて、国が市町村の事務を統一化してしまうのではないかと懸念もあります。

課税の共同化はそのまま推進していくのか、全国は続いてこないようですが、京都府は効果を上げられているのか、見解をお聞きします。

機構の設立以来、収納率はコロナ禍の時期を除いて着実に上がってきました。日々業務に精励されていることには敬意を表するところですが、例えば娘さんの教育ローンを差し押えられたなど、理不尽に取立てを強められた相談を我が党の議員は数々お聞きし、この場でも見直しを求めてきました。この収納率向上の中には、本市の意見書が危惧したような強権的な取組も一部あったのではないのでしょうか。収納率の上昇はどのようにしてなされてきたか、省みる点はあるのか、見解をお尋ねします。

納税者の利便に関しては、確かに複数の自治体に申告や納税が必要な人にとっては一度で済むということがあるかもしれませんが。しかし一般の市民で言えば、住んでいる市町村で事足りている人も多いのではないかと思います。その人は、市町村役場でよかったものが、圏域ごとの地方事務所に行かなければならないわけで、大半は遠くなっています。また、複数の自治体に関係する納税者というなら、最も多いのは京都市とまたがるケースだと思います。先ほど、滞納者の声を直接聞くのが大事との御指摘もありましたが、この利便は向上しているのか、お尋ねをいたします。

本市長岡京市の意見書では、「納税の権利を守り」とあります。私が機構に関して相談を受けたある方は、「自分みたいなものを言う人間はまあええけど、黙って首くるやつもいるんやで」と言われました。先に述べた教育ローンの差押えのように、滞納整理は納税者や家族の人生を変えてしまいうる業務です。収納率を上げる努力と同時に、より公正な徴収業務へどう努められたか、納税者の権利保護がどのように前進したか、お聞かせください。

機構設立の15年前と比べても、現在は各自治体の職員体制も一層厳しくなっていると思われまます。その実情を前提とするならば、機構が各市町村で孤軍奮闘していた職員を束ねたことで、できる仕事の幅も広がり、ノウハウの共有やスキルアップに繋がった面はあると思います。

一方で、課税自主権という点ではどうでしょうか。以前は、一から十までを自ら行っていた税務行政の、少なくない部分を機構に移管をしています。また、機構は広域連合ですから、そしてシステムも一本にしたりしていますから、自分のところだけ反対ともいきませんし、抜けますわともなかなかいきません。構成団体としても、だんだん機構にお任せになり、派遣した職員が、機構のやり方を学んでくることがあっても、それぞれの自治体が切磋琢磨し、機構へも提言していくというのは弱まったりはしないでしょうか。

それぞれの構成団体の課税主体としての税務スキル及び職員の資質向上は実現されているでしょうか、見解をお尋ねいたします。

最後に、滞納整理にあたっては、納税者の国籍にかかわらず、悪質なものには厳正に、生活困窮には親身に対応していただくことを求めて、1回目の質問といたします。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、課税事務の共同化につきまして答弁申し上げます。

これまで府税、市町村税における全ての税目の事務作業を機構で処理していくことを目指して、順次、共同化を進めてきておりまして、すでに法人関係税、自動車関係税、固定資産税の償却資産につきましては、申告窓口の一本化等の事務の共同化を実現してまいりました。

こうした共同化によりまして、申告書等の提出先や相談先のワンストップ化という利便性が図られるとともに、一元的な調査を通して未申告法人の把握もできるようになるなど、税務行政の公平、公正の確保に大きく貢献しているものと考えてございます。

今後の課税事務の共同化として、現在、家屋の評価事務や個人住民税に係る事務等につい

て検討を進めておりますが、統一的な業務手法の確立でありますとか、全ての構成団体において費用対効果が得られるようにするとか、そういう課題があることは承知してございます。

8年度からは標準化された新たな税務システムが稼働をしますけれども、こうしたハード面の整備状況も踏まえつつ、効果的、効率的な税務行政の実現に向けた事務の共同化を構成団体の理解を得ながら、丁寧に進める必要があるものと考えてございます。

その他の質問につきましては、関係理事者から答弁をさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、私からは、現在の滞納整理状況をはじめとする質問につきまして、答弁申し上げます。

現在の滞納案件の状況につきましては、先ほど答弁しましたとおり、資金繰りができない滞納につきましては、生活や事業運営が苦しいという状況に変わりはなく、抱える事情等は個々様々であります。その中には、コロナ禍や物価高騰の影響も含めて整理が難しいとする案件もあり、財産調査などにおいて、相当手間がかかる場面も数多くあります。

こうした中であって、令和5年度の収納率の達成は、先ほど連合長が答弁しましたとおり、預貯金照会で電子化のツールを取り入れたことや、職員が滞納整理に真摯に向き合って、積極的に滞納処分に取り組んだからだと考えておりました。令和6年度は、5年度の実績を踏まえまして、現年度分及び滞納繰越分の双方で前年度を上回ることを目安とし、職員一同、がんばっていくこととしております。

なお、6年度の収納率は、6月末現在で前年度比1.9ポイントの伸びとなっておりますが、今後、本格的に案件が移管されてまいりますので、その動向を注視していきたいと思っております。

次年度以降の業務の進め方につきましても、連合長が答弁しましたとおり、年度毎の運営方針で検討しますが、納税者の自主申告、自主納付の意識が高められる取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険料の差押えについてでございます。

長岡京市の国民健康保険料の滞納案件は、令和3年度から移管を受けることとなったもので、国民健康保険料・税を移管されている団体の中では最も新しいものとなります。

当機構では、税目や移管元別に差押えの多さを図ることができるような指標は持ち合わせておりませんが、当機構の滞納整理は、国民健康保険料など特定の税目や地域を限定して特別な取組をしているわけではなく、すべての滞納案件において、滞納者の個々の実情を踏まえつつ、また、収入や財産の状況も把握して、その結果、差押え等が可能と判断した場合には、法律等に基づき執行をしているところであります。

次に、収納率が上昇した理由についてでございます。

徴収業務というのは、個々職員のマンパワーによるところが大きいことから人材の育成が重要であり、当機構では段階別の講義研修、納税相談現場でのOJT研修等を鋭意実施しております。

また、現場の様々な生きた事例も全体で共有しているところでございます。

コロナ禍や物価高騰等の影響を背景に、滞納の累積化、長期化などで財産調査といった作業に手間がかかるケースもありますが、先ほど連合長が答弁しましたとおり、専門的な知識やノウハウの積上げと、それを日々の納税者対応等の業務で活かし、また、個々の滞納者の置かれた状況も把握するという実務の繰り返し、現在の成果に繋がっていると考えております。

次に、納税者の利便性向上と公正な徴収業務についてでございます。

納税者の利便性につきましては、先ほど連合長が答弁しましたとおり、申告書の提出先や相談先のワンストップ化等で向上していると考えております。

また、公正な徴収業務につきましては、当機構では、本格的に業務を開始しました平成22年度に、適切な徴収業務を通じて納税秩序の維持向上を図るために徴収業務基本方針を定め、その中で、公平・公正な事務執行に当たること、守秘義務を遵守すること、納税者の主張を正確に把握することを掲げ、納税者の納税意思の有無や資力の実情を踏まえた滞納整理の徹底を図ってきたところでございます。

今後もこの方針に則り、すべての納税者にとって不公平感がないよう、公平・公正な業務を進めてまいります。

次に、構成団体の税務スキルと職員の資質向上についてでございます。

各構成団体の職場において、税務スキルアップに向けてどのような取組を行っておられるのかは具体的には承知はしておりませんが、当機構では、当機構の業務に関連して、構成団体の税務職員も知っておいてもらいたいと思うことについては研修を実施したり、また、構成団体から講師派遣等の要請があれば対応をしているところでございまして、例えば、法人関係税務に係る実務基礎研修や個人住民税事務に係る申告支援システム操作研修等といった取組を行っております。

当機構は、京都市を除く府内26団体で構成される団体でございますので、今後も、府域全体の税務に係る専門性やスキルが向上するよう、支援等したいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 それでは再質問をさせていただきます。

連合長から課税の共同化について御答弁をいただきました。私は税の業務はやはり自治権の根幹だと思いますので、現在のように効率化を理由にバラバラに分業してしまうのはいろいろ問題があるのではないかなと思っています。

やはり本来は、人がいないから一本にしますというのではなくて、各市町村に十分な税務の体制があって、その上で自主性を保ちながら切磋琢磨して、より向上させていくために必要な広域連携を行うというのがあるべき姿ではないかなと思っていますが、しかし今の政治のもとで、なかなかそういうわけにもいかないという現実も確かにあると思います。そのもとで、機構が少しでもよりよい形で、税務のスキルや資質の向上を図っていけるように、私もいろいろ学んで、勉強もして、意見をしていきたいなと思っています。

連合長に一点お伺いします。課税の共同化で効果を上げてきたということですが、答弁の中で費用対効果が、やはりすべての自治体にきちんと確保されることも大事だということも

おっしゃられ、私は課税の共同化が全国でそれほど広がっていないことや京都市が入られないということが、自治体の課税自主権というのは、やはり問題意識が強いのではないかなと思っていたのですが、費用対効果ということも課題があるのでしょうか。その点、伺いたいと思います。

そして、納税者の権利保護、また、より公正な業務へということについてですが、公平・公正という言葉を繰り返し言っていたんですけども、この公平・公正って何だろうかかなっていうことを思っております。というのは、今の制度のもとで、確かに先ほどあった未申告調査のように、申告漏れで全くかかっていない一方でかかっている人がいる。これは確かに公平でないだろうというのは分かるんですけども、きちんと、課税されたものが、それをみんな納めてるから、納めて当然でしょっていうことが果たして 100%公平になるのだろうかと思っております。

というのは、確かに今の制度の中でみんな公平にしようというのも大事ですけども、税制そのものが本当に公平になっているんだろうかというのは、やはり 100%公平な制度というのはなかなか実現が難しいと思っております。実際に所得が同じであっても、その世帯世帯にかかってくる経費というのはやはりそれぞれの事情によって大きく変わってくると思いますので、最後のところで、生存権とかそのぐらいのレベルでの公平・公正を確保していこうと思ったら、一旦課税はされるけれども、それを、徴収のところまでどこまでやり切るのかについては、機構が地方公共団体として、役所として、本当に最後、憲法に基づいてやっていただきたいなと思っております。

その点で、公平・公正について、今言ったことに対してどうですかというのもなんですが、この税制そのものが公平・公正なのだろうかという点についてお考えいただいているのかということをお聞きしたいと思います。

もう一点は、この令和5年度、納税者に真摯に向き合って、積極的に滞納整理を頑張ったとこられたということもおっしゃってました。この積極的に滞納整理を頑張ったということの中身について、もしよろしければもう少し詳しく教えていただければと思います。

そしてあと一点だけですが、収納率の上昇に向けて、日々の真摯な業務の繰り返しが成果に繋がったということについてもこの 15 年間振り返って言っていただきましたけれども、省みる点もあるのかってということもお尋ねをしましたので、その点について何かありましたら、御答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私の方から答えられることを答えた後に、事務局長に任せたいと思います。

納税というのは国民の義務の一つであります。従って基本、そこが大前提の中で、やはり払えるのに、納税できるのにしない人、一方で納税したいけれどできない人がやっぱりいらっしゃると思います。やはりそこを我々は現地現場主義の中で、しっかりとその一人一人の個別の事情を鑑み、また住民に寄り添う中で徴収業務を今後進めていかなきゃいけないということが私の考える公平・公正でございます。

共同化につきましては、いろいろな議論や意見があることは承知しておりますけれども、

今まで法人関係税、自動車関係税、固定資産の償却のところを進めてまいりました。これを進めていく中で、いろいろ構成団体によって今までのやり方であったりですとか、地域性であったり特殊性があるということが分かってまいりました。従って、その統一的な事務にするには、やはり一つ一つ構成団体との調整を図りながら、理解を得ながら進めていく必要がありますので、今まさにその過程にあるということでありまして、これが今後の家屋調査等々にも入っていくということになります。

課題があるということは冒頭に承知しているというふうに申し上げましたが、課題があるからやらないということではなくて、やはりこれを一つ一つ解決して、皆さんにとって最大のメリットが図れるようなやり方で進めてまいりたいと思っております。あとは事務局長から答弁をさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

○事務局長（山崎隆一君） 共同化の関係につきまして、やる意義につきましては今連合長が申し上げたとおりでございます。その中で、費用対効果の関係で一点お答えをさせていただきます。

共同化は徴収又は課税という形で進めさせていただいております。全ての業務を各市町村さん等から移管を受けてやろうというものでございますけれども、各構成団体の徴収なり課税なりされている状況というのは、やはり様々でございます。当然職員数の規模感も違いますし、業務量も違います。また、今やってらっしゃることにかかっている徴税費も全く変わっております。そういったことを踏まえながら、共同化をしていこうといったときに、公平・公正、納税者の利便性ということもございますけれども、現状のかかっている費用と共同化した時の負担というものを、各構成団体がどこまでメリット感があるかと考えるのか、やはり構成団体にとって、徴税費が安く済むということは、これは当然行政の求めるものでございますので、そういったところの課題がやはりあるということは認識しているところでございます。

次に、公平・公正という大きな課題でございますけれども、まず税制関係において公平感がどこまであるかということにつきましては、これは例年、国の方で税制改正の大綱というものを設けるにあたり検討がされているところでございまして、我々の方、現場の方で制度が公平か公正かというのはなかなか判断ができないものだと思っております。税制というのは京都府の地域というよりも、やはり全国全体の中で考えられるものでございますので、我々としては、この公正・公平というものの捉え方としては、今ある法律、規則等そういった中であって、公正感、公平感を求めていくということに尽きるのかなと思っております。

その他の御質問いただきました、積極的に滞納整理を行っております例でありますとか、あと省みる点、これは現場の話でございますので、担当しております者から答弁させていただきたいと思っております。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君） それでは、積極的な滞納整理それから収納率上昇に当たって省みる点について御答弁させていただきます。

滞納整理につきましては、先ほどの答弁にありました預金照会の電子化以外にも、例えば、不動産、自動車、その他動産といったものの公売でありますとか、あるいは財産を発見するための捜索でありますとか、こういうことにつきましても研修などを行いながら各事務所で積極的に取り組んでいるところでございます。

滞納整理につきましては、これさえやれば収納率が上がるというような方法はないわけで、各事務所でそれぞれの職員が地道にコツコツと努力を続けているということが上昇に繋がっているものと考えております。

省みる点につきましては、そうは言ってもなかなかすべての滞納を解消するというわけには至らない、まだまだ困難な案件等残っておりますので、引き続き、できる限りのことを機構としてやっていこうというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 小原明大君。

○小原明大君 ありがとうございます。一言だけ述べさせていただきます。

公平・公正ということに関して、私も今ある制度に背けとか、そういうことを言うわけにはいきませんし、それではいけないと思うのですが、やはり税制もそうですけれども、何かこう生きていく上で、あるいは事業をやっていく上で、トラブルがあったときにそれを救済するような制度っていうのも、これも今、重層的支援というようなことも言われていますが、なかなか完璧にはいなくてこぼれ落ちていくところが出てくるという、要は完璧ではないということに対して、やはり真摯でいることが必要かなということを書いたかったわけなんです。その点で、もちろん決められた税を皆さんにきちんと納めていただくということは、当然、大事なことです。そのことは求めていってほしいんですけども、そのことで、どういう事情が起こってそれがつまっているのかということに対しては丁寧にやっていただければと思っております。

納税者の権利ということ言えば、やはりこの徴収の業務は、公務員の中でも特に他にはなかなかない強い権限であり、プライバシーについても踏み込んでいきますし、やり方を間違えば本当に生存権にも関わってくる、また財産を取ってしまうという極めて強い立場にありますので、それが必要最小限でなければならぬものと思っております。

そして、誤りも許されず、やりすぎということも許されずでありますので、真摯な姿勢を機構全体で共有していただきますことを希望して、終わらせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 次に、光永敦彦君に発言を許します。光永敦彦君。

〔光永敦彦君登壇〕

○光永敦彦君 京都府議会選出の光永敦彦です。通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、京都市内の東・西・南地方事務所に関わって伺います。

京都府の東・西・南府税事務所と自動車税管理事務所は、令和7年1月に統合し、新たに京都府府税事務所となること京都府議会で議決をされました。

それに伴い、それぞれ府税事務所の隣で業務を行っていた東地方事務所、西地方事務所、南地方事務所も、今年2月の地方税機構議会で、京都地方税機構地方事務所等設置条例の一

部を改正する条例が可決し、令和7年1月1日から施行されることとなり、一箇所に集約をされるといこととなっております。

そこでまず伺います。

今回の税務事務所の集約を踏まえて、将来、組織や人員体制を拡大していくのか、それとも縮小をしていくのか、更なる広域化を目指すのか、など、今後の展開について、その理由やテンポも含め、見通しと基本的なスタンスをまず明らかにしていただきたいと思います。

次に、地方事務所の執行体制について伺います。

そもそも、徴収業務に特化した地方税機構のあり方に、地方公共団体として根本的な問題、矛盾があるということ、私は本議会で幾度となく問題提起をしてまいりました。さらに課税事務の共同化も、賦課徴収業務の税の根幹に係る地方自治体のあり方としても課題があるのではないかと提起をしてまいりました。

同時に、常に課題となってきたのは、地方税機構を作ったことによって、地方税機構に関わられる職員さんが定期的に入れ替わらざるを得ない組織のあり方です。所属する自治体によっては、税務行政に直接対応したことがない職員さんが対応するという組織のあり方にならざるを得ないと思います。

税務に関わる専門的知識と経験を持った職員の育成というのは、どの自治体にとっても極めて重要であるということは、とりわけ今日、言うまでもありません。

しかし、地方税機構はそもそも各自治体派遣職員により構成されており、異動も当然行われます。中でも京都市内の地方事務所は、すべて府職員からの派遣となっております。このため、令和4年度に行われた包括外部監査の報告書によりますと、東・西・南地方事務所の職員派遣は府派遣が49名、自動車関係税申告受付センターが10名と、府から職員派遣がされています。一方、府の税務職員は60.7%が51歳以上となっております。

専門的知識と経験が問われる部署だけに、地方税機構においても長く税務経験がある職員が派遣されることが本来、実態として必要となります。しかし、紹介をしたとおり、府の年齢構成から見ても、経験値の維持が可能かどうか問われることになりかねません。

今回、地方事務所が統合された場合、「執行体制の強化」のために統合するというふうに説明をされてきたと思いますが、このままでは、執行体制が強化されるどころか、税務行政に精通している職員育成が追いつかず、結果として一つの事務所に統合することで、そのスキルの問題や職員の削減に繋がらざるを得なくなるのではないのでしょうか。その点、具体的にどうしていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、地方事務所統合による府民への対応のあり方についてです。

これまで3府税事務所と各地方事務所は同じ場所にあり、例えば、車検を受けるために納税証明が必要になりますけれども、それは府税事務所では発行できないため、隣の府税事務所で納税証明を受け取り、仮に地方税機構で完納しても納税証明は府税事務所まで行かなくてはならなくなってまいります。

そこで、京都全体で見ますと、相楽地方事務所が木津総合庁舎に、中部事務所が亀岡総合庁舎に、乙訓地方事務所が乙訓総合庁舎にありますが、それ以外については別の所にそれぞれ存在をしています。今回、府税事務所の統合と地方税事務所の統合が別々の場所に行

われた場合、先に挙げた例のように、府民の利便性向上にも課題が生まれる可能性があると考えております。その点についてどう認識されていますか、更に具体的にどう対応されるのでしょうか、お答えください。

次に、地方公共団体情報システムの標準化への対応について伺います。

昨年8月議会でも、同趣旨の質問をいたしましたけれども、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を踏まえ、標準化に伴う市町村システムの変更により、機構の関係システムの変更へ対応が必要となり、新たな費用が発生をいたします。

これに対し、昨年の答弁の段階では、構成団体の負担について、新たな負担となるとしても、具体的なスケジュール等も改修内容の結果によって決まるとの答弁にとどまりました。

また、構成団体の負担ができる限り軽くなるよう、改修の内容や国の補助に向けた調整を構成団体と図ってまいりますと答弁をいただきました。

あれから約1年が経過をいたしまして、令和7年度までの移行に向けて改修作業が構成団体により現在進められているとお聞きしております。

そこで、改めて負担額やコストはようになっていきますか、またそれによる維持管理費のめど、更に構成団体の負担金が増えると考えますが、その対応はようになっていくのでしょうか、また、これらがいつ明らかになり説明をされていくのでしょうか、お答えください。

一回目の質問の最後に、健康保険証が12月2日に廃止されることに伴う対応について伺いたいと思います。

健康保険証の廃止とマイナ保険証への事実上の強制が進められています。一方、保険証廃止という国民の不安と怒りを前に、政府はマイナ保険証を取得していない方について、資格確認書を申請方式から職権による交付方式へと最長5年をめどに当面続けるということを示しました。

しかし、国民皆保険制度の最後の受け皿としての国民健康保険料、保険税を滞納した方の短期被保険者証と被保険者資格証明書を無くす方針は変わらないままとっております。

これまで京都府内では、直近の令和4年度で短期被保険者証が7,929世帯、資格証明書が1,891世帯となっており、高い保険料、保険税や生活の急変などにより、厳しい方が多数おられることは明らかではないでしょうか。

こうした中、先日、京都民医連が府庁で記者会見を行われ、そこでホームレス状態であった福知山市の70代の方、男性の方が、昨年10月、保護された後に末期癌と判明し、綾部市の病院でお亡くなりになり、所持金はほぼなく、保険証も持っておられなかったということが明らかにされました。困窮の中、医療にかかるのが遠くなっている上に、高い保険料税に加え、その保険料税が支払われなければ資格証も短期証も発行されなくなると、医療にかかる権利を阻害することに繋がりがねません。もちろんそういった方にも、資格確認書が一律に交付されるのならまだしも、それも保険者により対応が変わる場合も当然あり得ます。本来、資格確認書が交付方式に変わるなら、従来どおり保険証として交付するとともに、短期被保険者証や資格証明書はこれまでどおり、交付するのが当然だと私は考えております。

このように、少なくとも12月の段階で今のままでは新たな制度に移行せざるを得ないのに、その対応策が府民的に明らかに丁寧に対応されていない状態で、しかもマイナ保険証の

医療機関での利用率は7%台にとどまるなど、忌避感が強い状態に現在変わりはありません。このままでは、高い保険料、保険税に加え、短期証や資格証の廃止を契機に、国保料税の滞納が増えたり、無保険というあつてはならない事態が新たに増加する可能性も否定できません。

こうした大きな制度的変化のもとで、地方税機構として、今述べたような滞納者の実情や市町村の対応の実態を把握することはもちろん、当然保険者である市町村や京都府と新たな対策や対応策を検討する必要があると考えますが、その点どうされますか、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上、一回目の質問とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎広域連合長。

〔広域連合長山崎善也君登壇〕

○広域連合長（山崎善也君） それでは、私からは、京都市内3地方事務所の統合の考え方や職員体制等につきまして、答弁を申し上げます。

今回の統合につきましては、京都府の包括外部監査におきまして、市内府税事務所の統合に合わせて、京都市内3機構地方事務所の集約も検討する必要があると、そういう指摘を受けた京都府からの提案を受けまして、他の構成団体である全市町村の同意を得ながら進めてきたという経緯がございます。

市内府税事務所の統合につきましては、執行体制の効率化・強化を目的に進められるわけですが、同じく京都市内に事務所を構え、府職員で構成される機構事務所においても、その求められる状況というのは同じでございます。

そうした中で、去る2月議会定例会におきまして、事務所の名称、位置、所管区域を規定する地方事務所等設置条例の所要の改正について、可決いただいたところでございます。

今回の統合につきましては、ただ今、議員から御指摘がありました職員の高齢化やベテラン職員の退職等によって、税のスキルを維持していく環境が厳しくなっておりますので、統合によって職員を集中的に配置することで人材を育成しやすい環境を整備し、スキル等の継承を図っていくことで、引き続き、業務を適切に、安定的に行い、構成団体の税収確保に貢献できるようにしてまいります。

なお、今回の市内地方事務所の統合を踏まえまして、今後、市外地方事務所の設置数や場所など、当機構の組織や人員体制等を変えていくといった方向性などは、現時点ではございません。

次に、統合に係る職員体制等についてですが、統合移転先となります事務所は、これまで御説明してきましたとおり、河原町五条の河原町NNNビルとなりまして、事務所を形作るための内装の改修、システムの設置、什器等の移転といった作業についてはこの秋から行えるように、現在、業者など関係者と調整を進めてございます。

一方、組織や人員等に係る体制整備等につきましては、統合の目的である執行体制の効率化や強化を踏まえて、現在、京都府と調整を行っているところでございます。

なお、今回の統合は、人員の削減を目的とするものではなくて、また、業務の進め方自体を変えるものでもありませんので、これまでどおりの業務が執行できる遂行できる体制を整

えてまいりたい。そのように考えてございます。

その他の質問につきましては、関係者から答弁をさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 井関業務課長。

〔業務課長井関秀之君登壇〕

○業務課長（井関秀之君） それでは、私からは、統合後の納税証明書発行などの対応、システムの標準化、保険証の廃止に伴う対応につきまして答弁申し上げます。

まず、機構地方事務所の統合における府税と機構との業務連携等についてですが、府税と機構の間で課題を共有し、現在、対応を検討しているところですが、山城中部地方事務所等の他の事務所の例なども参考にしながら、現状に近い連携が図れるよう工夫してまいりたいと考えております。

なお、納税証明書の発行に係る対応につきましては、納税者に、証明書が必要な場合は、府税事務所への直接の支払いを御案内する周知を行うなど、府税事務所と連携して、納税者の便に資する対応をしたいと考えております。

納税者をはじめ住民の皆様には、今回の統合につきましては、今後も適切に税業務を進めるための人材育成環境の整備をはじめとする執行体制の強化であることを御理解いただけるよう説明してまいります。

次に、地方公共団体情報システムの標準化に伴う当機構のシステム改修に係る費用についてですが、現状、システム改修に係る初期費用は約1億8千万円程度になると見ており、うち令和6年度の当初予算においては、課税事務共同化システムと共同徴収支援システムで1億3千5百万円を計上しております。

令和8年度以降のシステム改修後の運用経費につきましては、構成団体システムの具体的な改修内容等を踏まえながら、今後、具体的に決まるところですが、構成団体と当機構とのシステムによる情報連携という基本的な構造が変わるわけではございませんので、現状の経費と大きく変わることはないと考えているところであります。

なお、これらの経費につきましては、構成団体各市町村の負担となりますが、初期費用につきましては、国の補助金の対象となっているところであります。

次に、健康保険証の廃止についてですが、廃止に伴って、住民が医療機関に受診される際の対応等につきましては、国や市町村等の保険者等において検討がなされることとございまして、当機構は、構成団体から移管された個別の滞納案件を、構成団体に代わってできるだけ早期に整理していくことが与えられた責務であります。

機構としては、国民健康保険税等に限らず、全税目の滞納整理について、これまでと同様に、個々の実情を踏まえつつ、収入や財産の状況もしっかり把握した上で、法律等に基づき、適正に業務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 再質問を数点させていただきます。

まず、京都市内の地方事務所の統合に関わっていくつかお聞きしたいと思います。

先ほどの答弁では、人員削減ありきではありませんという答弁がありましたけれども、連

合長の御答弁の中では、一箇所に集中をすることで、業務の効率化や体制強化をしていきたい、それによって、人員体制の安定化を図りたいとおっしゃいました。

人の削減はせず、派遣されている方の府職員さんの年齢が高いけれども一箇所に集中することでスキルを上げていくというのは、論理的には少し成り立ちにくい話であって、結果として一箇所にして人を減らさなければ何も変わらないということだから、私は人を減らせと言っているのではなくて、少なくとも京都府の税務に関わる方の年齢が高いという現状を変えていかなければ、これは一箇所であろうが三箇所であろうが、人員が変わらなければ何も変わらないわけですから、そしていずれ、当面の弥縫策としてしか対応できないということになってしまいますので、やはりそこは一箇所にすることが決まったわけですがけれども、だからこそ、人を減らさないことを前提に、府からの派遣職員さんをどうしていくのかについて、よく御相談することが必要ではないかと私は考えますが、その点いかがかということでも長期的には検討していきたいといった趣旨のお話もありましたけれども、今大事なのは当面の弥縫策としての事務所の統合に基づく人員体制ということだけではなくて、私の質問でも述べたとおり、長い目で見たときに、この税務に関わる職員のスキルをどう確保してどう育成しながら派遣を受けていくのかということが大事かと思っておりますので、長期的にそのことを検討していかなければ、地方事務所そのものが本当に大変になってしまいますので、私は地方税機構のあり方に疑問を持っていますけれども、少なくともこういうふうに変った以上、このサービスを保障するという点で、税に精通した職員さんが府から派遣を受けるような安定的な保障を検討していくというのは税機構の仕事だと思います。

その点は、長期的な検討ということで留まってはいけないと考えておまして、今後どうされるのか、お聞きしたいと思います。

もう一点、府民サービスの向上に関わってですが、これは先ほど質問もしましたけれども、税事務所や府税事務所が別々になるということについて、京都市外の事務所でもそういう例があるからそれを参考にしながら検討をしたいということで、まだ検討中というお話だったかと思えます。

ただ、京都市内は、面積的にもかなり広く、件数も非常に多いということになっているために、他の地方事務所でも様々な不便は生じているかと思えますけれども、京都市内ではそのことは一層顕著になる可能性があります。

さらに、市内以外の他の事務所の連携の状況なども見ながら検討していきたいとありましたけれども、京都市内でも直接的な連携が多くなる可能性があると考えますが、そこについては検討中ではなくて具体的にどうしていくのか、これについてはせっかく議会がありまして、この議会が終わると来年までないということになりますと、論議する場所もありませんので、この場で明らかにしていただきたいと思えます。

三点目は、情報システムの共同化についてですけれども、補助金が1億8千万円くらいあって、地方税機構サイドでも負担が増えるから構成団体の負担が増えるということで、それは補助金で賄いますという話だったかと思えます。そもそも地方公共団体の情報システムの統一化は、確かに国のものを使いますし、地方税機構もその補助金を使った対応をしていくというのは、これはある意味、初期の段階では当然かと思えます。

ただ、市町村にすれば、例えば住民の運動や要求あるいは議会の判断などによって、これまでの統一的な運用以外の上乗せや横出しの制度ってというのは数々全国的にも京都でもあります。今回それが統一されることによって、これまでやってきた努力を更にやろうとすれば、この情報システム以上に更に改修なども必要になるから、市町村が住民の願いや要求などに応えて努力をすれば、新たな支出も増えていくということになりかねません。その上に、今後、システム改修が、初期の段階は補助金があるかもしれませんが、今後、現実的には市町村の負担金が増えたり、更にその負担金についての補助金はどうなるのかの先行きも見えないというふうになっていった場合に、共同化をしたメリットがあるのかどうかということも含めて、判断が必要になってくる時期が来るのではないかというふうに思います。

先ほど別の方の答弁の中でも、共同化についてのメリットがあるのかどうか見極めていきたいというお話がありましたけれども、まさにこの問題では、今こそ検討しなきゃいけないのではないかと思います。その見通し、対応方針、どうなるのかお答えいただきたいとします。

最後に四点目、マイナ保険証についてです。

地方税機構の役割は、先ほど答弁あったとおりだと思いますが、今回、保険証が廃止されて、マイナ保険証に移行したり、資格確認書が送付されるということになっていった場合に、その扱いは、保険者の具体的な対応によって変わる可能性がありますので、その一つ一つについて、しっかりと掴んでいく必要があると思いますが、そこは実情として掴んでおられるのか、掴んでいないのであればいつまでに把握されるつもりなのか、その点はいかがでしょうか、お聞かせください。

以上再質問とさせていただきます。

○議長（荒巻隆三君） 山崎事務局長。

〔事務局長山崎隆一君登壇〕

○事務局長（山崎隆一君） それでは、一点目の市内の機構事務所の統合に係るものでございます。

先ほど議員の方から派遣職員の年齢が高いと御指摘がございましたが、これは事実でございます。

ここで我々が執行体制を強化していくお話をさせていただく中で、光永議員がおっしゃられましたのは、教える人と教えられる人がいて、どちらかと言うと、今平均年齢が高いから教えられる人がいないのではないかというような捉え方をさせていただきました。確かに今、職員の派遣は京都府から受けており、全体的に職員の高齢化や年齢の偏りもあります。今申し上げました教えられる方について、若手の職員を派遣していただけるかどうかということについては京都府の人事上の話になるかと思っております。

我々の統合の中でいう強化というのは、その面もないことはないのですが、やはり教える側の方が高齢化や退職でだんだんと少なくなっていく中で、今三箇所の事務所に税務スキルを持った職員がおりますけれども、各事務所では教える側の職員がだんだんと少なくなっているということがございます。ですので、今回の統合による体制強化について、これは府税事務所も同じだと思いますけれども、まず我々は、教えられる若手も多くいればい

ですが、そうでなくても、教える側のところをそれなりに固めておかないと税務スキルは伝わっていかないと考えております。

市内の地方事務所につきましては、三箇所、半径2キロ程度のところに固まっておりますので、一箇所にしても、新しい場所は、立地的にも交通の便がいいところを用意させていただき、大きな不便をかけないということもありまして、新しい事務所におきまして、税務スキルの継承を行っていただけるような体制強化を図っていこうということで、統合させていただくものでございます。

次に、府民サービスの向上でございます。

他の事務所を例にしながら検討していくということをお話しさせていただきました。例として納税証明書の関係がございます。今は一箇所で済みますが、統合で機構でお金を納めても、納税証明書は府税事務所に行かなければならないというところで問題が出てくるということがございます。

これにつきましては、実際に京都市内ではなくて、他の地域で言いますと山城中部などでもそういう状況がございますので、そちらでの事例であったり、具体的に問題が出ていないかどうかというところも整理させていただきたいと考えております。

また、当然これは機構だけの努力ではできません。納税証明書を発行する府税事務所のお力添えもなければうまくいきませんので、府との調整をしっかりとさせていただきたいという意味で答弁をさせていただいたところでございます。

次に、情報システムの共同化の関係でございます。

国が今回行っておりますシステムの標準化につきましては、このシステムの標準化と合わせた形で、業務プロセスの標準化も含まれているところでございます。

この業務プロセスの標準化というのは具体的に言いますと、例えば今各自治体で一定様式がありますけれども、それを統一していくというものでございます。市町村ごとに様式が違えば、同じ人であっても、市町村ごとに違った様式で提出しなければならない、そういうことをなくそうといったことがあろうかと思えます。ただ、市町村が独自でやられている制度自体を変えていくというような標準化ではないというのがまず一点でございます。

我々も今回、システムの標準化に伴って課税事務共同化システム等の改修が必要になりますけれども、我々の共同化というのは、様式の統一をするというようなものではなくて、申請書の提出の一本化でありますとか内容審査等を行って、納税者の利便性を向上させるといったことや公平・公正な業務を推進するというものでございますので、この国でやられる様式の標準化もしていこうといったものとは全く別のものでございます。今回、我々のシステムも改修する必要はありますが、これにつきましてはこれまでの共同化の効果も踏まえていただきまして、市町村さんの方で了解をいただいていると理解しているところでございます。

最後に保険証の廃止に伴うものでございます。

議員の方から一つずつ状況というものをしっかり把握しているのかということでございますが、これにつきましてはこの保険証に限った形で一つずつ確認しているというようなことはございませんけれども、我々の共同化の仕事のやり方として、ケースに応じて、実情をしっ

かり把握しようとする中で、そういう状況を把握させていただくこともあろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆三君） 光永敦彦君。

○光永敦彦君 それでは、最後にしておきますけれども、市内の地方事務所の統合については、人は減らさないということではありますが、会計年度任用職員さんも条例施行の日と契約の日の問題もあるかもしれませんし、その条例施行以降の身分のこともあるかと思えますし、事務所が統合して以降、具体的にどうなっていくのかということもその方々にとっても大きい課題だと思います。ですから、会計年度任用職員さんの身分保障も含めて、職員さんの継続的育成の方針をしっかりとっていただくことを強く求めておきます。

それから、先ほど地方事務所の統合について、具体的に自動車税なども例に上げて納税証明のことも言いましたけれども、先ほどの御答弁では、他の事務所で具体的に問題が出ているかいないかよく掴んでいきたいということでしたが、これまで掴んでおられなかったのかと少し驚きました。ということは、当然想定されるし現実に起こっている話をこの議会でも言ってきたのに、統合する段階でようやく掴んで対応するというのはやはりはっきり言って、現場のことを掴めてないのかなと不安に思いましたので、その点については改善をしていただいて、そういうことが起こらないように、システム上も努力していただきたいと思えます。

あと、情報システムについては、今後改修などということが当然起こり得ることなので、初期は国が補助金出しますけれども、今後はそうじゃないということが幾多ありますので、そういうことも含めて構成団体の負担が増えればこれ大変なことになりますから、このあたりは、今後そうならないようにすべきだということを指摘しておきたいと思えます。

最後に保険証については、やはり実情をよく掴んでいただいて、丁寧な努力を市町村と連携して、実情も掴んで、対応していただくように求めるとともに、もともとマイナ保険証などということをするからこういうことが起こりかねないと、先ほど指摘したとおりになりますので私どもも声を上げていきたいと、そのことを決意して、質問を終わりたいと思えます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（荒巻隆三君） 以上で、一般質問を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、日程第8「第1号議案」を議題といたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） 次に、議案に対する討論に入ります。

通告がありますので、まず、坂本優子君に発言を許します。坂本優子君。

〔坂本優子君登壇〕

○坂本優子君 宇治市選出の坂本優子です。

令和5年度歳入歳出決算について反対の立場で討論を行います。

新型コロナ感染症の感染症法上の位置付けが昨年5月に2類から季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、行動制限が変え緩和され、イベントがコロナ禍前の規模で開催されるようになり、また、円安の影響でインバウンドが急増しています。

こうした結果、2023年の府内観光入込客数は約7,518万人となり、前年度比850万人、12.7%の増加となっています。これに伴い、観光消費額も伸びて、昨年は府内全体で1兆6,578億円と、コロナ禍前の2019年から約3,300億円も増えています。私が住んでおります府南部においても、約932万人となり、前年比122万人、15.5%の増加となり、観光消費額も前年度比約1.8倍の426億円となっております。

インバウンドやコロナ禍前の人流の増加によって、一見経済が上向いてるかのように見えます。しかし、地域経済は、円安、物価高騰の影響と実質賃金の26ヶ月連続の減少により、市民生活や製造業、建設業、小売業、サービス業など、人手不足と加えて火の車の厳しい状況となっております。地域経済を支える中小企業の実態はどうなっているのか、帝国データバンクによる京都府内企業の休廃業・解散動向調査によると、企業の休廃業・解散は2年ぶりに増加し、2023年は1,068件、前年比2割増となっております。具体的には、倒産件数は前年度比30.7%増の302件で、2年連続の増加となっております。黒字休廃業の割合は、過去最低の42.9%で、赤字休廃業が6割弱に増加しているとしています。

コロナ禍のゼロゼロ融資などの返済や、過重債務や物価高、人手不足など、日本経済の低迷に起因する影響が、府民や地域経済に大きな影響を及ぼしています。

先ほど一般質問でもありましたが、各市町村の税収入が増える展望がない、そんな厳しい状況で、税収入の割合を増やすために、税機構の役割である徴収率の強化に期待をする、こんな状況にもなっております。そうした状況の中で、これも一般質問にありましたが、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの軒並みの値上げの負担が大きな影響を及ぼし、滞納したくないのに滞納せざるを得ない世帯を増加させております。

税機構では、その設立目的から滞納者への徹底した資産調査を行い、生活の立て直しや再生産費よりも、徴収を優先する仕組みから徴収率は向上しています。

しかし、そうした徴収が更に経済を支える消費を押し下げ、地域経済をますます冷え込ませていることとなります。結局、徴収強化は府内の経済を良くするどころか、出口が見えない不況を更に長引かせることとなります。

さらに京都市内の府税事務所と税機構地方事務所の統廃合は、府民の納税相談の窓口を狭め、サービスを低下させる、そこで働く人たちの、会計年度任用職員の雇用止めが進むのではないかと懸念もされます。

よって、令和5年度歳入歳出決算について、府税事務所と税機構地方事務所の統廃合についても合わせて反対とするものです。

以上です。

○議長（荒巻隆三君） 次に、田井稔君に発言を許します。田井稔君。

〔田井稔君登壇〕

○田井稔君 久御山町議会選出の田井稔でございます。

ただいま上程されております令和5年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算に認定する

件の議案について、賛成の立場で討論いたします。

私は、ちょうど1年前のこの8月定例会において、これまでに税機構が行ってこられました滞納整理の進め方やその実績、また、効果についてお伺いいたしました。

それに対しまして、山崎連合長をはじめとする理事者の方々から、滞納者の納税の意思や能力を客観的な事実をもって見極め、大量の案件を公平、公正、迅速に処理し、そして実績も着実に伸びてきている等の答弁をいただき、徴収の専門性が向上していることを確認いたしました。

また、今後も滞納整理を適正に進め、構成団体の財源確保に貢献していくという心強い発言もいただいたところでございます。

そして、今定例会に際して、議案と同時に送付されてきました令和5年度の京都地方税機構の取組実績を見ても、先ほどの答弁にもありましたように収納率は前年度に比べ大きく上昇し、反対に未納額は更に減少して、引き続き業務がしっかりと行われているのがわかります。

加えまして、構成団体の一般税の徴収率の速報を見ても、府内市町村全体で98.6%と、前年度に比べ0.1ポイント上昇しており、税機構の成果が我々市町村の税収確保に結びついております。

ところで、久御山町は本年、町制施行70周年の節目を迎えます。

久御山町では、コロナ禍で人と人とが距離を置き、人間関係が希薄化したことや、自然災害を念頭に、地域コミュニティが非常に重要であることから、令和5年度は人と人との「絆の再構築」予算として、地域のきずなを再構築する事業を行ってまいりました。

そして令和6年度は、構築されたすべてのきずなが響鳴していく「絆の響鳴」予算として、子育てや高齢者の支援、地域コミュニティの活性化、新市街地であります「みなくるタウン」の整備の推進など、まちに活気が溢れ出す取組への積極的な予算編成をしております。

ただ、こうした取組を進めるにあたって、当然、財源の確保が必要となります。特に久御山町は普通交付税の不交付団体であるがゆえに、町税を確保する取組は非常に重要でございます。

そうした中、税機構は、先ほど申し上げましたとおり、高い水準の納税者対応を安定して行われ、着実に成果を上げられ、構成団体の税収確保に貢献いただいております。

加えて、令和5年度の決算内容は、監査委員の意見にありますように、各種事業を実施するための必要な歳出を各構成団体からの負担金を用いて適正に執行されているところであります。

先ほど久御山町の取組を紹介いたしました但、府内の構成団体は、少子高齢化への対応、先の能登半島地震で改めて確認されたように、頻発する自然災害に備える対応、対策をしっかりと講じなければならないことに加えて、地域の実情に合った様々な取組を行わなければなりません。

そのためには、財源の確保が必要であり、当機構には、今後とも適正な業務をもって構成団体の期待に応えていただくことを切にお願い申し上げ、本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（荒巻隆三君） 以上で討論を終結いたします。

---

○議長（荒巻隆三君） これより第1号議案「令和5年度京都地方税機構一般会計歳入歳出決算を認定に付する件」の採決に入ります。採決は挙手により行います。

本案を原案通り認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（荒巻隆三君） 挙手多数であります。よって、第1号議案は原案通り認定されました。

---

○議長（荒巻隆三君） 以上で、今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。これをもって本日の会議を閉じ、令和6年8月京都地方税機構議会定例会を閉会いたします。

午後3時54分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

京都地方税機構議会議長 荒巻 隆三

会議録署名議員 岡本 和徳

同 松山 義宗